



解説

グローバルな会計基準に関する 米国SECの声明

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ 川西 安喜

はじめに

2010年2月24日、米国証券取引委員会（SEC）は、委員全員の賛成により、グローバルな会計基準の検討状況に関する委員会声明（以下「本声明」という。）を公表することを決議した。本声明では、SECが引き続き米国基準と国際財務報告基準（IFRS）のコンバージェンスを支持することや、コンバージェンスが、米国企業によるIFRS導入に関するSECの検討に与える影響について述べられている。

本稿では、本声明について解説する。米国財務会計基準審議会（FASB）のボード・メンバーやスタッフが個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関するFASBの公式見解は、厳正なデュー・プロセス、審議を経たものに限定されている。

背景

単一の組の高品質のグローバルに認められた会計基準の開発に関する

SECの歩み

SECは、長らく、単一の組の高品質のグローバルに認められた会計基準の開発を推進してきた。この立場は、米国における財務報告を改善し、財務報告における国ごとの差異を削減するという2つの目標を進展させるものである。これにより、クロス・ボーダーの資本形成が促進され、同時に、投資機会について十分に情報を得た上で意思決定を行うために必要な、比較可能かつ重要な情報が投資家に提供されることになる。1988年、SECは声明を公表し、投資家保護が犠牲にされない限りにおいて、相互に認められる国際的な会計基準が開発されることを支持した。SECは、そのような会計基準の開発は、国ごとに会計基準が異なることにより生じる、クロス・ボーダーの資本取引に関する規制上の障害をなくすための重要な目標であるとした。

1997年に米国議会に提出した報告書の中で、SECは、国際会計基準委員会（IASB）に対し、クロス・ボーダーの証券発行における財務報告の枠組みとして機能する、コアとなる会計基準を開発することを奨励した。SECはまた、その報告書において、

コアとなる会計基準の開発に、引き続き積極的に関与する意思を表明した。コアとなる会計基準は、今日、IFRSとして知られているものであり、IASBは国際会計基準審議会（IASB）に取って代わられた。

SECは、2000年、国際的な会計基準に関するコンセプト・リリース（会計基準の設定プロセスにおける討議資料に相当）を公表し、米国内の財務報告の品質を損なうことなく、グローバルな財務報告の枠組みに向けてコンバージェンスを推進するに当たり必要な要素について、コメントを募集した。この2000年のコンセプト・リリースでは、IFRSにより作成した米国外の企業の財務諸表を、米国基準への調整表なしに提出することを認めることをSECが検討することになるための状況について、一般的な議論を行った。

2000年のコンセプト・リリースにおいて、SECは、今日においても重要な、高品質の会計基準であるための本質的な特性を示した。その特性とは、投資家を保護し、資本形成を促進するというSECの使命を果たすために、会計基準が十分に高品質であり、独立の会計基準設定主体によ

り会計基準が設定されていることを保証するようなインフラにより支えられており、会計基準が厳格かつ一貫的に、解釈され適用されていることである。

2002年の企業改革法の制定後、SECは、FASBの財務会計及び財務報告に関する基準が、連邦証券法上、「一般に認められた」ものであることを再認知した。会計基準設定主体を認知するに当たり、米国議会がSECに対して要求した要件の1つは、会計基準設定主体が、公共の利益及び投資家保護のために必要又は適切である場合に、高品質の会計基準への国際的なコンバージェンスを検討することであった。

また、企業改革法に基づき、2003年には、SECのスタッフが、米国における原則に基づく会計システムの採用に関する調査報告書（以下「2003年の調査報告書」という。）を公表した。この調査報告書では、コンバージェンスを通じたグローバルな会計基準の標準化は、以下の便益をもたらすとした。

- ・ 投資家にとって、企業間及び産業間の比較可能性が、世界的に向上する
- ・ 複数の市場に上場している企業の、上場コストが低減する
- ・ 取引所間の競争が激しくなる
- ・ グローバルな資源配分及び資本形成がより良くなる
- ・ 資本コストが低減する
- ・ グローバルな経済成長率が向上する

FASBとIASBは2002年に、米国基準とIFRSを収斂させるための公式のプロセスを開始した。2002年、

FASBとIASBは単一の組の高品質のグローバルな会計基準の開発を究極的な目標とした、共通の高品質の会計基準の開発について共同で取り組むための覚書き（いわゆる「ノーウォーク合意」）を交わしたことを発表した。2006年、FASBとIASBは、会計基準を改善し、コンバージェンスを推進するための共同での作業計画の範囲を定めた覚書き（いわゆる「2006年のMoU」）を公表した。2006年のMoUは、2008年9月に更新され、FASBとIASBが最も重要であると考えたコンバージェンス・プロジェクトの目標完成時期を特定した。これらのプロセスを通じて、SECは、FASBとIASBの活動をモニターしており、今後も進捗についてモニターし続けることになる。

2007年、SECは、2つの追加的な行動を起こした。まず、米国企業がIFRSにより財務諸表を作成することを認めるべきかどうかを問う、コンセプト・リリースを公表した。次に、SECは、米国外の企業に対し、IASBが公表したそのままの形のIFRSにより財務諸表を作成した場合、米国基準への調整表なしに財務諸表を提出することを認める、アドプティング・リリース（会計基準設定プロセスにおける最終基準に相当）を公表し、規則を改正した。

2009年9月には、G-20の首脳が、国際的な会計基準設定主体が、独立の会計基準設定プロセスを通じて、単一の組の高品質のグローバルな会計基準の開発を行うための努力を倍加し、コンバージェンス・プロジェクトを2011年6月までに完了することを要求した。FASBとIASBも、

2009年11月、それぞれの会計基準を改善し、収斂させる約束を再確認し、2011年の期限に間に合うように一層の努力を行うことを約束した。SECのシャピロ委員長も、2009年10月、SECが、グローバルな高品質の会計基準の開発を約束していることを指摘した。

ロードマップ案

2008年11月、SECは、米国の資本市場においてIFRSの役割を拡大するかどうかを評価するための工程を規則案（会計基準設定プロセスにおける公開草案に相当。以下「ロードマップ案」という。）として公表した。ロードマップ案は、SECが検討する可能性のある、多くのマイルストーンについてコメントを募集した。

ロードマップ案では、マイルストーンとその他の検討事項を評価し、一般からのコメントを検討した後、2011年には、米国企業に対し、IFRSの使用を2014年から強制するかどうかの意思決定を行い得る立場にあり、また、一定の条件を満たす米国企業については、2009年12月15日以後終了する会計年度より、IFRSの使用を認める可能性があるとしていた。

SECのロードマップ案に対する一般からのコメント

ロードマップ案に対し、SECは、200通を超えるコメントを受領した。コメントは、投資家、規制当局、作成者、公認会計士、弁護士、その他の専門家、学者、会計基準設定主体、国際機関を含むさまざまな市場参加者から寄せられた。コメント提出者は、一般に、単一の組の高品質のグローバルに認められた会計基準の開

発という究極の目標を支持した。しかし、米国の資本市場においてIFRSの使用を拡大するためのロードマップ案のアプローチについては、コメント提出者の間で意見が分かれた。数名のコメント提出者は、提案されているアプローチには多くの問題点があり、SECはこれらをさらに検討すべきであると主張した。

高品質のグローバルに認められた会計基準の持つ可能性

前述のように、単一の組の高品質のグローバルに認められた会計基準を開発することについて、コメント提出者から幅広い支持があった。コメント提出者によって意見は異なったが、コメント提出者の中には、単一の組のグローバルな会計基準を開発することによって得られると考えられる便益として、以下の点を挙げる者がいた。

- ・ 世界中の企業間で財務諸表の比較可能性が改善される
 - ・ 多国籍企業の会計プロセスが合理化される
 - ・ 外国資本へのアクセスが容易になり、流動性が改善されることを通じて、資本コストが低減される
- これらの考えられる便益は、前述の2003年の調査報告書に挙げられた便益とおおむね整合している。

一方で、コメント提出者の中には、グローバルな会計基準の採用は現実的な目標ではないと考える者もいた。以下は、このようなコメント提出者が示した懸念の一部である。

ロードマップ案

単一の組の高品質のグローバルな会計基準としての、現行のIFRSが持つ可能性については、コメント提

出者の間で意見が分かれた。大企業や多国籍企業、会計事務所が、一般に、単一の組の高品質のグローバルな会計基準の役割を果たす上で、IFRSが最も優位な立場にあると考えたのに対し、その他のコメント提出者は、現行のIFRSがその役割を果たすことについて懸念を示した。

多くの投資家は、IFRSが単一の組の高品質のグローバルな会計基準としての役割を果たす可能性について判断するには時期尚早であると述べ、以下の点を指摘した。

- ・ 単一の組のグローバルな会計基準として採用され得るように、IFRSは十分に開発されていないか、実務において適用されていない（例えば、IFRSには特定の重要な領域で指針が存在しないか、又は、IFRSに存在する指針が、裁量を与えるように読めるか実際にこれを与えているために、米国基準に比べ、比較可能でない）
 - ・ IFRSの適用に関して国ごとの変異種が存在するために、真にグローバルな報告モデルとしてIFRSを採用するには、重大な困難を伴う
 - ・ 純粋に共通のグローバルな財務報告モデルを開発するためには、一貫した会計基準の適用、監査、規制が、国を越えて必要となる
- また、コメント提出者の中には、既存の米国基準からIFRSに移行することを支持するための投資対効果が十分に示されていないとの懸念を示す者がいた。これらのコメント提出者は、米国基準は、既に世界的に広く認められており、高品質のものであるとみられており、すべての米

国企業が、グローバルに資本獲得のために競ったり、米国以外の市場において証券を発行したりしているわけではないため、ロードマップ案の主たる影響は、わずかで、大いに概念的な便益と引き換えに、コストが増加することであると主張した。

その他のコメント提出者は、米国企業のために会計基準を設定する究極の機関が国際機関となることによって、重大な困難が生じる可能性が高いと指摘した。これらのコメント提出者は、SECが長い間、米国の財務報告基準の開発及び監督を行ってきたことを踏まえ、提案されている方針転換に疑問を呈した。

共通の組の高品質のグローバルな会計基準としてIFRSを使用する可能性について意見が分かれたのに比べ、コメント提出者は、ロードマップ案に示されたアプローチ及びスケジュールについて、懸念を示すことで一致していた。多くのコメント提出者、特に、投資家は、IFRSへの移行を支持するかどうかを検討する前に、SECが、米国においてどのようにIFRSの使用を強制する予定であるのかを説明すべきであると考えた。また、多くのコメント提出者は、ロードマップ案は、提案された移行期限に間に合うための重要な問題点やコストについて、過小評価しているか、十分に検討していないと考えた。例えば、多くのコメント提出者は、ロードマップ案が、概念的には、米国の資本市場が進むべき道を選択する上で検討しなければならない多くの要因を特定したと考えたが、同時に、具体的な論点を特定し、検討するための計画や、それらの論点の

判断の根拠となる規準について、十分に提示されていないと考えた。そこで、数名のコメント提出者は、起こさなければならない積極的な行動や具体的な手順を含む、SECが進むべき道を決定するための、より詳細な計画を作成することを提案した。

米国の資本市場が採るべきアプローチ

SECは、単一の組の高品質のグローバルに認められた会計基準に基づく、資本市場における財務報告の目的を引き続き支持している。最近の経済危機からも分かるように、投資、企業、及び市場の活動と関心は、ますますグローバルなものとなっている。資本市場の継続的なグローバル化は、この目的を追求することが、投資家を保護し、公正で秩序ある効率的な市場を維持し、資本の形成を促進するという、SECの使命と整合しているという考えを支えている。

2007年の後半より、世界経済は、世界大恐慌以来の状況となった。一時はサブプライム・ローン業界における孤立した危機と考える者もいたが、世界経済全体に波及した。この経済環境は、主要な資本市場において使用されている会計基準の既存の差異を浮き彫りにした。これらの会計基準の差異が、投資家及びその他の関係者が、資本の配分を決定するに当たり、グローバルな市場で営業し、競争している企業の財務的な結果を評価することを難しくする一因となったと考える者もいる。

米国において使用する会計基準の決定に関連するSECの法律上の要請は、米国の投資家を保護するために、

完全、公正、かつ、信頼性のある開示を促進することである。米国の資本市場は、世界でも規模が大きく、流動性が高い。SECは、米国基準の受容度、包括性、信頼性、及び規制可能性が、米国の資本市場が優位にある重要な理由であると考えている。米国基準は、すべての米国の公開企業、多くの米国外の公開企業、さらには、多くの米国の非公開企業により適用されている、財務報告の確立された基礎となっている。財務諸表の作成者と、投資家やアナリストのような財務諸表の利用者は、米国基準になじみがある。このように、SECは、米国企業の財務報告環境にIFRSを組み込むという課題が、どれだけ重大であるかを承知している。したがって、SECが何らかの変更を強制する前に、その変更が米国の投資家と市場にとって最善であることを保証するために、慎重な検討と審議を行い、財務諸表の利用者と作成者に十分な移行期間が設けることが、重要である。

SECは、受領したコメントに含まれる意見を慎重に検討した。SECは、米国企業の財務報告システムにIFRSを組み込むための適切な針路に関する意思決定を裏付けるために行わなければならない作業を、透明性ある形で示すためには、移行の範囲、時期及び方法を含んだ、より包括的な作業計画書が必要であると考えている。このような目的で、SECは、主任会計官局のスタッフに対し、SEC内の他の部局とも適宜相談した上で、「ワーク・プラン」を策定し、これを実行に移すことを指示した。「ワーク・プラン」は、米国企業が

現行の財務報告システムからIFRSを組み込んだ財務報告システムに移行する前にスタッフが検討しなければならない、具体的な領域と要因を示しており、特に、コメント提出者によって懸念があると強調された領域を扱っている。

SECのスタッフは、遅くとも、2010年10月から「ワーク・プラン」の進捗に関する報告書を公表し、その後も、作業が完了するまで頻繁に報告書を公表する予定である。「ワーク・プラン」は、米国内の財務報告システムにIFRSを組み込むことの影響を評価する上で必要な情報を、SECに提供するように設計されている。「ワーク・プラン」が無事完了し、FASBとIASBのコンバージェンス・プロジェクトが現在の作業計画どおりに無事完了すれば、SECは、2011年には、米国内の報告システムにIFRSを組み込むべきかどうかについて決定できる立場にあることになる。

ロードマップ案に対するコメント提出者は、米国企業がIFRSを導入するための財務報告システムの変更には、およそ4～5年が必要であるとの見解を示した。したがって、SECが2011年に米国内の報告システムにIFRSを組み込むことを決定したと仮定した場合、米国企業が初めてIFRSにより報告を行うのは、2015年か2016年になる。SECはスタッフに対し、「ワーク・プラン」の一環として、このスケジュールをさらに検討することを指示している。

「ワーク・プラン」の主な領域の要約

米国企業の財務報告システムに

IFRSを組み込むとした場合の、その具体的な方法（例えば、コンバージェンス、基準の個別承認、基準の包括承認）や時期に関する最終的な決定は「ワーク・プラン」の範囲を逸脱しているが、「ワーク・プラン」を通じて入手した情報は、方法や時期に関するSECの将来の検討に役立つことになる。「ワーク・プラン」は、6つの領域においてスタッフが行う分析に関する追加的な詳細を提供している。

(1) 米国内の報告システムとしての十分なIFRSの開発及び適用

2000年のコンセプト・リリースで説明されたように、グローバルに認められた高品質の財務報告に関する枠組みを支持するSECの取組みは、投資家を保護し、公正で秩序ある効率的な資本市場を維持し、資本形成を促進するというSECの使命により導かれてきた。グローバルな会計基準がこれらの目的を達成するための必要条件は、会計基準が高品質であり、資本の配分に関する意思決定を行う投資家、貸付者及び債権者等にとって有用な、一貫性、比較可能性、関連性及び信頼性のある情報を要求する、中立的な原則の包括的な体系により構成されていることである。SECは、高品質のグローバルな会計基準は、米国内外において、それが厳格に解釈され、適用されていることを保証するインフラによって支えられていなければならないと、引き続き考えている。

ここ数年の間に、世界中の主要な資本市場においてますますIFRSが受容され、使用されており、近い将来、他の国々においても使用される

ことが予想されることは、IFRSが、資本市場の規制当局に対し、共通のプラットフォームを提供する可能性が最も高いことを示している。2007年のアドプティング・リリースにおいて指摘したように、IASBは、高品質の会計基準の開発という観点から、著しい進歩を遂げている。しかし、ロードマップ案においてSECが指摘したように、IASBの会計基準設定活動（FASBとのコンバージェンス項目を含む）によって、IFRSが改善されるか、さらに開発されなければならない領域も存在する。これらの活動を無事完了させることは、世界中の投資家のために財務報告を改善するという重大な成果となる。また、ロードマップ案では、今後、IFRSを検討するに当たり、会計基準が高品質であり、十分に包括性があるかどうかを検討すると述べた。「ワーク・プラン」の下でのスタッフの取組みの一環として、スタッフは、2011年までに完了する予定となっているIASBとFASBの共同プロジェクトを含む、IASBのIFRS改善のための取組みについても、評価を行う予定である。

① 包括性

ロードマップ案において、SECは、IFRSは、特定の領域において米国基準ほどには開発されていないと述べた。例えば、IFRSは、特定の共通支配下にある取引、資本構成を変更する取引、更生、並びに、支配の変更を伴わない非支配持分の取得及び類似する取引に関する会計処理等、特定の領域について幅広い指針を提供していない。IFRSはまた、特定の幅広い産業についての指針も提供

していない（公益事業、保険、採掘産業及び投資会社に関連するものは、現在、IASBが開発中である）。「ワーク・プラン」の一環として、スタッフは、IFRSの包括性に関する総合的な評価を行う予定である。

② 監査可能性と規制可能性

ロードマップ案は、IFRSの指針が詳細でないために、困難が発生する可能性があることを指摘した。ロードマップ案へのコメント提出者は、都合よく会計処理が行われるリスク、比較可能性の低減、作成者による会計上の結論が、監査人、規制当局及び投資家により不当に批判されるおそれ等、IFRSの監査可能性と規制可能性に関連して懸念を表明した。

会計基準の監査可能性と規制可能性は、投資家保護における本質的な要素である。「ワーク・プラン」の下では、スタッフは、IFRSにより作成された財務諸表が、監査可能性と規制可能性に影響を与え得る要因を分析する予定である。

③ 一貫した高品質の適用

SECが、財務報告システムにIFRSに組み込むことの検討を含め、単一の組の高品質のグローバルに認められた会計基準を継続的に強く支持しているのは、世界的な財務諸表の比較可能性の向上により、米国の投資家が究極的に便益を享受するという仮定に基づいている。投資家が高品質のグローバルな会計基準より便益を享受するためには、会計基準の一貫した、高品質の適用が必要となる。IFRSの一貫した、忠実な適用を評価するため、スタッフは、世界的に、IFRSにより作成された財務諸表の比較可能性の程度に影響を与え得る

要因と、それらの要因の実務における帰結について分析する予定である。スタッフはまた、米国企業の財務報告システムにIFRSを組み込んだ場合の、米国における比較可能性への相対的な影響を評価する予定である。

(2) 投資家の利益のための会計基準設定の独立性

高品質のグローバルな会計基準のもう1つの重要な要素は、会計基準設定主体の財源と統治構造が、投資家の究極的な利益のために、独立の立場で会計基準を開発することを支えているかどうかである。この点は、ロードマップ案にコメントを提出した投資家にとって重要な懸念であった。「ワーク・プラン」には、安定した、幅広い出資者による財源を保証するための、IASBの統治構造の機能性とその発展に関する継続的なレビューが含まれている。このレビューは、これらの要因が、説明責任が果たされ、独立性があり、米国の投資家が、完全、公正、かつ、信頼性のある開示を受ける能力に影響し得る不当な影響から免れた、会計基準設定を推進しているかどうかの評価に資するものである。完全、公正、かつ、信頼性のある開示は、国境を越えて財務情報について意味のある比較を促進する上で、本質的なことである。

(3) IFRSに関する投資家の理解と教育

単一の組の高品質のグローバルに認められた会計基準を採用することの便益は、投資家が財務報告システムを理解し、これを信頼した場合にのみ、享受されるため、SECは、米国の財務報告システムにIFRSを組み込むかどうかを検討するに当たり、投資家のIFRSに関する理解と教育

について評価するための追加的な作業が必要であると考えている。「ワーク・プラン」に示された手順を踏むことにより、スタッフは、投資家のIFRSに関する理解と、それを向上するために必要な行動について分かることになる。

(4) 会計基準の変更により影響を受ける米国の規制環境の検証

SECは、米国企業の財務報告システムにIFRSを組み込むことが、SECに財務諸表を提出するという目的以外の目的での財務報告に広範囲に及ぶ影響を与え得ることを承知している。SECに財務諸表を提出すること以外に、米国企業は、多くの場合、異なる目的でさまざまな関係者に財務情報を提供している。連邦証券法は、SECに、SEC自身及び投資家に対し財務情報を提供する公開企業等が従うべき会計基準を規定する権限を与えているが、SECは、SEC自身及び投資家以外の関係者に対して、情報を提供すべきかどうか、また、その情報の内容について、直接的に規定していない。しかし、SECが会計基準を変更することにより、米国基準を報告制度の基礎としている規制当局その他の関係者に提供する情報に影響を与えることがある。例えば、米国企業が、金融機関、保険会社及び公益企業の連邦又は州の規制当局に対し、米国基準に基づく財務情報を提供することは多い。また、米国基準が米国において一般的に使用されている会計基準であることから、税法も、米国基準に依存しながら発展してきた。「ワーク・プラン」に従い、スタッフは、米国企業にIFRSを強制することにより、他の

規制上の影響を研究し、検討する予定である。

(5) 会計システムの変更、契約内容の変更、コーポレート・ガバナンス、訴訟による偶発債務を含む、作成者（大小の企業を含む）への影響

米国の財務報告システムにIFRSを組み込むかどうかを検討するに当たり、SECは、IFRSを組み込むことにより生じる変更が、連邦証券法の下でSECに財務諸表を提出する数千の財務諸表の作成者に与える影響について評価しなければならない。移行が投資家に与える重要な影響に加え、財務諸表の作成者も、移行の結果、コスト、労力及び時間を負担することになる。小さい企業や国際事業のない企業は、大きな企業やグローバルに競争している企業とは異なる形でこれらのコストや労力を負担することになる。「ワーク・プラン」の一環として、スタッフは、米国の財務報告システムにIFRSを組み込むことによる詳細な変更の影響を検討する予定である。なお、その影響の程度は、IASBとFASBによる継続的なコンバージェンス作業により、軽減される可能性がある。

(6) 人材の準備状況

ロードマップ案において想定されていたように、IFRSを組み込むに当たっては、投資家、作成者、監査人、規制当局、教育者等、財務報告プロセスに関連するすべての関係者の準備状況を考慮しなければならない。したがって、米国企業の財務報告システムにIFRSを組み込む場合には、投資家、作成者、監査人、規制当局、学者等がIFRSになじみが



Rex
Rep&Expert

REXアドバイザーズ

**公認会計士の
転職支援**

「今後更なるご活躍のステージをご案内します。」
IFRS、国際税務、M&A、再生、組織再編、事業承継

まずは
ご相談
から

転職相談REX

検索

www.career-adv.jp

特徴

相談重視 キャリア相談平均75分
活動を徹底サポート 担当2名制
忙しい候補者に代わってJOBサーチ

Rex Rep&Expert
■会計士の転職支援
■管理部門の人材紹介
厚生労働大臣許可 13-ユ-300031

平日20時以降、土曜日の面談可能●秘密厳守

株式会社 レックスアドバイザーズ
〒105-0013 東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア Studio1807
TEL:03-3436-1721 FAX:03-3436-1722

なければならない。「ワーク・プラン」の下では、スタッフは、IFRSを組み込む場合の、財務報告プロセスに関する専門家の教育及び研修に対する影響と、監査人の能力に対する影響をレビューする予定である。

考えられる移行に関する事項

ロードマップ案に対するコメント提出者の多くは、米国内の財務報告にIFRSを組み込むような変更に関連して、その計画と実行のために必要となる適切な移行期間について懸念を示した。また、コメント提出者は、提案されている変更によってどのような影響があるのか、IFRSの採用に備え直ちに資源を配分すべきかどうかについて、ロードマップ案は、市場参加者に対し相当な不安を生んだと指摘した。

SECは、米国企業にIFRSを組み込むことを含む、単一の組のグローバルな会計基準への移行に必要な、現行の財務報告システムへの変更は、財務諸表の作成者、投資家、その他の関係者に対し相当の時間と労力を強いる、根本的な変更となり得ることを承知している。「ワーク・プラン」のいくつかの手順は、この変更の規模と、変更を行うために必要な詳細に関する追加的な情報を、SECが入手することに焦点を置いている。この情報により、SECは、会計基準の変更を効率的かつ効果的に実施するために十分な時間を与える等、米国企業の財務報告システムにIFRSを組み込むための計画を検討することが可能になる。

ロードマップ案は、一定の条件を

満たす米国の大企業について、2009年12月15日以後終了する会計年度より、IFRSにより財務諸表を作成することを認めることを提案していた。複雑性が増大し、2種類の会計基準が併存することにより、米国企業間での比較ができなくなり、さらには、企業が適用する会計基準を都合よく選択する可能性があることから、コメント提出者の大多数は、この早期適用に関するオプションに反対した。反対したコメント提出者が提案した代替案はさまざまであったが、この中には、単一の組のグローバルな会計基準に移行するまでの期間にわたり、IFRSの使用を認めるべきであるとする案があった。また、すべての企業、若しくは少なくとも大多数の企業について、このオプションを認めるべきであるとする案もあった。

SECは、将来、米国企業がIFRSと米国基準のいずれかを選択することを認める可能性を否定しておらず、また、何らかの形で早期適用を認める可能性を否定していない。しかし、早期適用のための条件は、米国企業の財務報告システムにIFRSを組み込む全体的なアプローチに依存することになる。その全体的なアプローチを検討中である以上、SECは、現時点で早期適用を認める規則の改正を積極的に行うことは考えておらず、一定の条件を満たす米国企業について早期適用を認めるロードマップ案の提案については、これを取り下げることになる。

FASBの役割

FASBは、米国における、独立の

民間の会計基準設定主体である。1973年以来、SECはFASBの会計基準について、SECがそうでないと判断したものを除き、連邦証券法上、「権威のある」、「一般に認められた」として認知してきた。この立場は、企業改革法の成立後、再確認された。

コメント提出者の一部は、ロードマップ案が将来のFASBの役割について明確にしなかったため、不必要な不安を生んだと考えた。SECとFASBの関係について、コメント提出者の意見は分かれており、米国の会計基準設定主体であるFASBとの関係をSECは維持すべきであると考える者もいれば、IASBを単一の会計基準設定主体として扱うべきであると考える者もいた。

SECは、グローバルな会計基準の開発という目標を達成する上で、FASBが引き続き、重要な役割を果たすと考えている。FASBは米国の資本市場のための会計基準設定主体であり、会計基準を改善するために、引き続きIASBと共同で作業を行うべきである。また、その役割は、グローバルな基準の採用後も重要なものとして残る。この点について、SECは、IFRSを検討するに当たり、他国の会計基準設定主体がどのような役割を残したかを検討した。ロードマップ案に対してコメントを提出した英国の会計基準設定主体は、国内に会計基準設定主体を残すことは、IASBと、より効果的な関係を築くことを可能にし、IASBが国内の市場関係者と効果的な意見交換を行うことを可能にする、とコメントした。SECは、多くの先進国が、資本市場にIFRSを導入するに当たって、国

内に会計基準設定主体その他のメカニズムを残してきたことを指摘する。

「ワーク・プラン」の実行に当たり、SECのスタッフは引き続き、米国の財務報告システムにIFRSを組み込んだ場合の、FASBの適切かつ継続的な役割について分析を行う予定である。

おわりに

ロードマップ案が2008年11月に公表された当初、コメント期限は2009年2月までとされていたが、米国において新政権に交代し、SECの委員長が交代したこともあり、2009年4月まで延長された。シャピロ新委員長の下でのSECが、ロードマップ案に対してどのような反応を示すかが注目されていたが、強制適用する場合の移行期間をロードマップ案よりも長く取り、早期適用に関する提案を取り下げることが示唆された以外は、ロードマップ案からの大きな変更は示されなかった。したがって、2011年に意思決定を行うという方針は、早まることもなく、先延ばしになることもなかった。

なお、FASBは、本声明について、母体である財務会計財団（FAF）と共同で声明を発表し、SECが単一の組の高品質のグローバルに認められた会計基準の開発という目標を支持していることを歓迎し、「ワーク・プラン」において特定された要検討事項を支持する旨表明している。

本稿では、「ワーク・プラン」の主な領域の要約しか紹介していないが、「ワーク・プラン」全体が声明の附録に掲載されている。興味のある

読者は参照されたい。

[参考文献]

Financial Accounting Foundation, *Statement by the Financial Accounting Foundation and the Financial Accounting Standards Board Regarding the SEC's "Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards,"* February 26, 2010.

Securities and Exchange Commission, *Commission Statement "Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards" (Release Nos. 33-9109 and 34-61578),* February 24, 2010.

教材コード	J 0 2 0 5 7 1
研修コード	2 1 0 4 0 1
履修単位	1単位